

山口県歯科医師協同組合 組合員証規程

(目的)

第1条 この規程は、山口県歯科医師協同組合（以下「本組合」という。）が発行する組合員証について、その取扱い等について定めるものとする。

(組合員証の発行)

第2条 組合員証は、本組合の組合員に対して発行するものとする。

- 2 前項に定める組合員のほか、組合員の歯科医師が開設又は管理する診療所に勤務する従業員及び山口県歯科医師会に勤務する従業員に対して、発行することができる。
- 3 第2項に定める組合員証の発行を希望する組合員は、本組合が別に定める申請書により、本組合に申請しなければならない。
- 4 組合員証の再発行の場合は、所定の手数料を本組合に支払うものとする。

(組合員証)

第3条 発行された組合員証には、受領者が氏名及び歯科医院名を自署するものとする。

- 2 組合員証に記載された内容（氏名、住所等）に変更があったときは、本組合が別に定める様式により、すみやかに本組合に通知するものとする。
- 3 組合員証は、貸与、譲渡又は不正使用を行ってはならない。
- 4 組合員が本組合を脱退したとき又は当該組合員の診療所に勤務する従業員が退職したときは、原則として、本組合が別に定める様式に組合員証を添付して本組合に返却するものとする。
- 5 やむを得ない事情で従業員に対して発行された組合員証の回収ができない場合は、診療所を開設又は管理する組合員が組合員証の処分に対してその責任を負う。

(組合員証の使用)

第4条 組合員証の使用は、受領者及びその家族とする。

- 2 前項に規定する者以外の組合員証の使用は、本組合の承諾を必要とし、その申請が受理された日からとする。
- 3 第2項に定める申請は、本組合が別に定める申請書によって行う。

(指定店への組合員証の提示)

第5条 本組合指定店で特典を受けようとする者は、当該指定店に組合員証を提示するものとする。組合員証を提示しないときは、特典が受けられない場合がある。

2 前項の指定店及び特典の内容は、山口県歯科医師会会報等に掲載して通知する。

3 指定店での組合員証の使用で会員が不利益を受け又は問題が生じた場合は、すみやかに本組合に届け出て、本組合、使用者、指定店の三者で良識的に解決するものとする。

(補則)

第6条 この規程に定める事項のほか必要な事項は、法令及び組合員の良識をもって対処することとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の変更又は廃止は、理事会の決議によって行い、その効力は、組合員に対して改廃内容を郵便、FAX、電子メール、山口県歯科医師会会報又は同会ホームページのいずれかで通知し、通常到達するであろう日から発効する。

附則

この規程は、平成27年9月10日から施行する。